

2022（令和4）年1月31日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市自治基本条例審議会  
会長 岩崎 恭彦

## 伊賀市自治基本条例について（答申）

2021（令和3）年11月5日付伊総政第399号で諮問のありました伊賀市自治基本条例について、慎重に審議を重ねてきた結果、下記のとおり答申します。

## 記

## 1. 審議の経過

回	年月日	主な議題
第1回	2021（令和3）年11月5日	諮問、見直し検討の進め方の審議・検討
第2回	2021（令和3）年12月1日	改正案の審議・検討
第3回	2022（令和4）年1月27日	パブリックコメント意見、答申（案）の審議・検討

## 2. 主な審議内容

- これまでの総合計画審議会における審議の経過を踏まえ、その審議内容を引き継ぐ。
- 所掌事務は、自治基本条例の見直しに関する事項であり、住民自治のあり方や支所のあり方等については、別の場で審議・検討されるものである。
- 見直しにあたっては、「本来規定しておくべきものや、直ちに見直すべきもの」と「引き続き議論をしながら検討を進めていくもの」に分けて行う。
- 本改正における見直しの対象項目は、①人権の視点を第3条（基本理念）へ新たに規定、②新市建設計画の終了に伴う条文削除、③新たな視点（総合計画、広域連携に関する視点）、④支所に関する規定とし、第4章「住民自治のしくみ」や全体の構成等、残された課題については、今後も引き続き見直し検討を行う。
- 本改正は、パブリックコメントでの意見を参考にし、検討を進める。

### 3. 結論

当審議会としては、①第3条（基本理念）に「人権の視点」を加えることについて、趣旨には賛同するところですが、その表記について大きく両論の意見がある中で、現時点では結論に至りませんでした。

条文については、パブリックコメントにおいて、「部落差別をはじめとする」という文言に対する賛成・反対、双方の立場からの意見や、具体的な条文の提案等もありました。

審議会委員からも、パブリックコメントと同様に、条文の表現について賛成・反対、両論の意見や、大切な基本理念なのでもう少し市民の意見を聞きながら審議する必要があるのではないかといった意見がありました。

ついでには、この条文が伊賀市の「まちづくりの基本理念」として相応しいものとなるよう、引き続き市民の意見を聞き、必要に応じて専門的見地からの意見を求めるなどして、更なる議論を重ねることが必要であると考えます。

他方、②新市建設計画終了に伴う条文（第26条第1項、第30条第1項、第34条第1項）、③総合計画や広域連携に関する新たな規定、及び④支所に関する規定（第33条、第37条）については、別添の見直しを行うことが適当と認めます。

以上

○伊賀市自治基本条例

平成16年12月24日条例第293号

改正

平成24年7月4日条例第30号

令和4年3月29日条例第8号

伊賀市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 情報の共有（第6条—第11条の2）

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務（第12条—第14条）

第2節 市民参加の制度保障（第15条—第18条）

第3節 市民投票（第19条・第20条）

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治（第21条—第23条）

第2節 住民自治協議会（第24条—第28条）

第3節 地域振興委員会（第29条—第32条）

第4節 住民自治地区連合会（第33条—第35条）

第5節 住民自治活動を補完する機構（第36条・第37条）

第5章 議会の役割と責務（第38条—第41条）

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務（第42条—第45条）

第2節 行政運営の方針（第45条の2—第50条）

第3節 財務（第51条—第55条）

第4節 評価（第56条・第57条）

第7章 条例の見直し（第58条）

## 附則

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣(そう)”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。

また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。

こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民、市及び市議会のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定

機関をいう。

(4) 協働 市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。

(5) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

(1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。

(2) 自然との共生を図り、地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。

(3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

(1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。

(2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

(3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。

(4) まちづくりは、まず市民自らがいき、さらに地域や市が補完して行う。

(5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。

(6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

(この条例の位置付け・体系化)

第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市

は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

- 2 市は、この条例の定める内容に則して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

## 第2章 情報の共有

### (情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。

### (市の責務)

第7条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

- 2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。

- 3 市は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）に定めるところにより、その有する情報を原則として公開しなければならない。

### (市民の知る権利)

第8条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の公開を請求し、取得する権利を有する。

### (出資法人等の情報公開)

第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

### (情報の収集及び管理)

第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

- 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。

### (個人情報の保護)

第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

(意思決定過程の情報共有)

第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

### 第3章 市民の参加

#### 第1節 市民参加の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

第12条 市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

(まちづくりの参加における市民の責務)

第13条 市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互の活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

(まちづくりにおける市の役割と責務)

第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、自らが所管する事務における企画立案、実施及び評価に基づく進捗管理の過程において、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民が参加しやすい体制づくりに努めなければならない。

## 第2節 市民参加の制度保障

### (計画策定における市民参加の原則)

第15条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。

2 市は、前項の計画について、評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

### (計画策定における市民参加の方法)

第16条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

### (審議会等への市民参加)

第17条 市は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。

### (条例制定における市民参加)

第18条 市は、次に掲げるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
- (3) その他市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される条例

2 前項ただし書に該当する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
  - (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合
  - (3) 前2号に準じた制定改廃の場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合
- 3 市は、第1項の規定により条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。
  - 4 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表しなければならない。
  - 5 市は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況その他必要な事項を付して、議案を提出しなければならない。

### 第3節 市民投票

#### (市民投票の原則)

- 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。
- 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。
  - 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

#### (市民投票の実施)

- 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。
- 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わ

ないものとする。

#### 第4章 住民自治のしくみ

##### 第1節 住民自治

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

(住民自治に関する市の役割)

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

##### 第2節 住民自治協議会

(住民自治協議会の定義・要件)

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、次に掲げる要件を満たすものを指す。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

(1) 区域を定めていること。

(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれ

ば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

(4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。

3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。

(住民自治協議会の権能)

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事

務については、市長が別に定める。

- 4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。
- 5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

- 2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

- 2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。
- 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。
- 4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

### 第3節 地域振興委員会

(地域振興委員会の設置)

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地域の住民生活に密接に関係し、当該地域の事情を十分に踏まえる必要のある市

の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

- 2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域振興委員会の所掌事務)

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

- 2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地域において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

- 3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(地域振興委員会の委員の任命等)

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地域の住民のうち、当該地域において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

- 2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第32条 削除

#### 第4節 住民自治地区連合会

(住民自治地区連合会の設置)

第33条 市長は、第37条に規定する支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置することができる。

(住民自治地区連合会の所掌事務)

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治地区連合会の委員の任命等)

第35条 住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。

2 住民自治地区連合会の委員の定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

#### 第5節 住民自治活動を補完する機構

(住民自治活動を支援する機関の設置)

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。

(住民自治活動を補完する行政機関の設置)

第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。

#### 第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と権限)

第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。

- 2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。
- 3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

(議会の責務)

第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。

- 2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。
- 3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。
- 4 市議会の組織及び議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。

(議会の情報共有と市民参加)

第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

- 2 前項に関することは、別に定める。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。
- 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の

施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。

- 5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。
- 6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。

(議員の責務)

第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。
- 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務

(行政の役割と権限)

第42条 市は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。

- 2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。

(市の責務)

第43条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

- 2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。

(市長の責務)

第44条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

(職員の責務)

第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

第2節 行政運営の方針

(総合計画)

第45条の2 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は、総合計画に即して策定するものとする。

(広域連携)

第45条の3 市は、国及び三重県と対等の立場に立ち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

(執行体制の整備)

第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(法務体制)

第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。

(人材育成)

第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った

職員の人材育成を図らなければならない。

- 2 市長は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。
- 3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。

(公益通報)

第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。

- 2 前項に関することは、別に定める。

(意見等への対応)

第50条 市は、市民から意見、要望、提言等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

- 2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手續等の方法について説明を求められたときは、誠意をもって対応するものとする。
- 3 市は、市民の意見、要望、提言等に対応するため、広聴・相談窓口等の充実に努めるものとする。

### 第3節 財務

(財政運営の基本方針)

第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

- 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(財政基盤の強化)

第52条 市は、自主課税制度の導入、市民負担のあり方及び市有財産の活用等を検討するとともに、国・県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した

財政基盤の強化に努めなければならない。

(予算編成、予算執行)

第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

2 市は、事務の予定及び進行状況が明らかになるよう努めなければならない。

(財産管理)

第54条 市は、財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。

2 市は、財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

#### 第4節 評価

(行政評価)

第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。

(外部監査)

第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するよう努めるものとする。

#### 第7章 条例の見直し

(この条例の検討及び見直し)

第58条 市は、改正後4年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊賀市市民参加条例の廃止)

2 伊賀市市民参加条例（平成16年伊賀市条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月4日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。  
 <定義・要件（第24条）、設置（第25条）、権能（第26条）、支援（第27条）、地域まちづくり計画（第28条）>

No.	ご意見（原文のまま）	備考
1	<p>第26条4項 伊賀市長は（中略）市の事務について          「住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その意思を尊重する。」          本項は、市民センターの指定管理についての規定を判断しますが、人口が少なく、人・財源共に<b>厳しい自治協でも受託できる条件の構築と、受託するか否かを判断できる懇切丁寧な説明を早急にお願</b>  <b>いします。</b>          ①受託するとした場合、総会での議決が必要です。少なくとも令和3年の総会で方向性を示せる事が不可欠となります。          ②受託となった場合、自治協が職員の雇用をすることにより、就業規則の作成や労務管理の技能教育が不可欠となります。</p>	
2	<p>第27条に規定されている支援について          本年より、          ①包括交付金が削減され（<b>財政支援削減</b>）          ②職員が委託職員から会計年度任用職員に身分変更をなつたため、自治協の業務支援に制限がかかっています。（<b>人的支援削減</b>）  <b>財政支援、人的支援の2つの支援を削られた中で、自治協活動を維持することに困難をきたしています。</b>3名の職員は、委託職員時代と比べ、週32時間勤務時間が長くなっています。業務内容は従前とおりです。  <b>せめて、長くなった22時間は自由に自治協の業務（これはある種市民サービス業務です）ができますよう、令和3年度からご配慮（見直し）ください。</b></p>	
3	<p>第26条に関して、地区住民自治協議会代表者会議等に市長の出席をお願いしたい。          自治協代表者の声を聞いてほしい。</p>	
4	<p>条文等については特に問題はないと思います。ただ、第27条において活動拠点の提供の支援がうたわれていますが、単に拠点の提供だけでなく、維持管理の面も十分ケアしていただきたい。当地域の拠点は、旧矢持（矢種）小学校であり、建築から半世紀近く経過し老朽化が目立つ。雨漏り、水道管の漏水、塗装の劣化、地面の陥没、鉄鋼資材の錆の進行による倒壊の恐れなど数え上げればきりが無い。自分たちの手でできるところはやっていますが、財政措置が必要などところは一挙にすべてでなくてよいので、手遅れになる前に計画的に修理修繕をお願いしたい。</p>	
5	<p>◎定義・要件に対する意見          第24条 住民自治協議会とは、<u>共同体意識の形成が可能な一定の地域において</u>          を          第24条 住民自治協議会とは、<u>各地区市民センターの単位において</u>          に変更を行い、地域住民が具体的な区域を決定するのではなくて、現在の地区市民センターの守備範囲の区域において、市の施設を各自治協の活動拠点として位置づけられるよう定義されたい。</p>	
6	<p>◎権能についての意見          第26条 第4項「受託決定権」          「行政側が自治協に受託可能な業務を示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。」と注釈していますが、地域づくり推進課「まちづくりに関する協定書」の必須業務の内容を、協議・精査を行えるようにしてほしい。</p>	
7	<p>第24条第4号のうち、各自治会・区が法人化しているとき、住民自治協議会として将来法人化することがあるのか。</p>	
8	<p>第24条の解説に住民自治協議会の設置及び運営にあたっては自治会（区）が中心的な役割を果たしていく必要があるとある。伊賀市のように農村部が大半の地域では妥当だと考えますが、自治協の役割や包括交付金における自治会に対する財源措置の試算を明記できないか。</p>	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。  
 <定義・要件（第24条）、設置（第25条）、権能（第26条）、支援（第27条）、地域まちづくり計画（第28条）>

No.	ご意見（原文のまま）	備考
9	第27条の自治協への支援については、活動拠点となる地区市民センターの職員数を公平となるよう配置されたい。また、財政支援についても市役所各部署からの事務事業の照会や依頼等に対応するための経費の計上が必要と考える。	
10	支援（第27条） 第2項住民自治活動に対する財政支援について 当地区においては、人口減少が顕著に進む中、少子化や特に高齢者の占める人口比率が50%を超える状況下において自治協への期待、要望が数多くあり、それについての自治協の事業活動が年々増加してきている。市の地域包括交付金のなかで上記に対しての交付金項目（少子・高齢化対策費仮称）を新たに早急に設定していただきたい。	
11	これらの条項は、原則手続きを示したもので、これからも尊重し維持していけばよいと考えるが、内容については次の3点を指摘する。 ①第25条第3項に謳うチェック機能は、だれが、いつ、どのような手順で判断するのか明確でないので、別にルールを定めておいたらい。	
11	これらの条項は、原則手続きを示したもので、これからも尊重し維持していけばよいと考えるが、内容については次の3点を指摘する。 ②第27条第3項は、現実的には出来ていないので、市自信がチェックを早急に行い、現場の声を集めて対策を取るべき。	
11	これらの条項は、原則手続きを示したもので、これからも尊重し維持していけばよいと考えるが、内容については次の3点を指摘する。 ③第28条第4項の支援は、策定だけでなく改定も重要であるので改定への支援を明確化すべき。	
12	住民自治協議会の機能（第26条）について ①第1項の市長の諮問に対する答申、第2項の市長への提案に対して市長は尊重しなければならないとしているが、「尊重」とい表現では「理解する」に留まってしまうように思う、答申や提案内容は、重要な要素として十分に考えを巡らせる。あるいは考え合わせるとい意味から「考慮しなければならない。」としたほうがよいのでは。 条項はあってよいと思うが、制度設計するにあたっては上記を鑑み実効性のあるものにされたい。	
13	住民自治協議会の機能（第26条）について ②第4項では「受託決定権」に関して自治協は市の業務を受託することを決定することができるとし、解説には具体的な業務として、「地域内の公共施設の維持管理」が考えられると記載している。例えば、市民センターの自治センター化（指定管理）もその一つとして市は推進しているが、人口減少・高齢化、若者の流出等が益々顕著になる中において、市民センターの管理運営に加えこれまで公民館が行っていたサークル活動等も地域で担うとなれば、それらに従事してくれる人を果たして自治協は選任できるのか？他の施設も同様で、業務を受けるだけの地域力（人材確保・育成）は十分とは言えないのが現状である。 条項はあってよいと思うが、制度設計するにあたっては上記を鑑み実効性のあるものにされたい。	
14	第26条 第3項「住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める」とあるが、どこに、どのように定められているのか？分かり易くしていただきたい。	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。  
 <定義・要件（第24条）、設置（第25条）、権能（第26条）、支援（第27条）、地域まちづくり計画（第28条）>

No.	ご意見（原文のまま）	備考
15	<p>定義・要件（第24条）            「（2）会員委は、・・・&lt;中略&gt;・・・誰でもなれる」規定について            ・条文では、住民自治協議会は、地域課題を解決する組織である。だから、その地域に住み、活動する個人や団体等で、全く関係ない企業や団体を含む内容がおかしいと思う。地域住民は必ず構成員である。企業等は任意にすべきである。現条文は自発性に委ねているのは、余りにも理想的すぎ現実にあわない。            ・移住者でも自治会に加入しない人がいる。今後、「地域のことは地域で」を掲げるならば、ある程度強制力が必要である。「権利と義務」について踏み込むべきである。</p> <p>⇒条文を「地域に居住する個人は会員とする。団体、事業者等は個人の意思でその地域の会員になれる。」のように変更を提案する。</p>	
16	<p>権能（第26条）            第26条は、市長と住民自治協議会との機能関係である。            ・自治協による市長への提案権とその尊重の義務であるが、機能というより権利と義務関係に改めるべきであると思う。            ・第26条第3項において、「市長が、・・・重大な影響が及ぶと考えられる・・・」の条文は、市長が“重大な影響”がないと考えれば、自由に進めることが出来ると解釈が可能。本来、重大な影響を受けるのは地域住民であるから、市長が軽く考えたことでも、実態として重大な内容を含む場合、地域自治協から異議申立をし、再考の機会を持ち、同意を必要とする条文に変更を望む。            基本条例の第37条の規定にある支所問題は、根源的なことであり、地域にとって重大な影響があると考ええる。</p>	
17	<p>支援（第27条）について            第1項の活動拠点場所と第2項の財政支援について、別途要綱等で規定されているが、人的な支援の担保が必要です。市民センター職員に自治協の仕事させるならば、職務内容及び権限・身分保障を明確にさせることである。            ・財政的な支援についても、財政支援と補助金交付金についての実態を調査し決定すべきである。条文に記載しなくても、要綱等で明確にすべきである。</p>	
18	<p>地域まちづくり計画（第28条）について            第3項では第1項で策定させた計画を、尊重するというが、現実には補助金の削減や施設の統廃合をしている。地域に任せればプランが拡大し見直しや変革が難しくなると思う。本来、自治協と自治会（区）との役割分担、市と自治協の分担の明確な役割分担があれば、より具体的な計画を立案でき、効率的に実行できる。例えば、農林業の振興で考えると、それぞれの機能が違っているはずである。また、地域の行事でも、伝統的な事業と新規の事業のあり方や優先順位が必要になってくる。計画立案の調整が重要であるとする。支所単位の地区別計画とまち協の内容の整合性を図らなければならないが、どのように考えたら良いのか難しい。</p>	
19	<p>住民自治活動に対する財政支援（第27条第1項第2号に規定）            ・地域包括交付金は減額の一途            ・何をすることも資金が必要であり、現額は非常に厳しい。            ・交付金算定基準（平成30年度基準）を再度見直ししてほしい。            ⇒人口割を見直し、面積割（平成27年度交付額の1.5倍）の掛け率を増やしていただきたい。（郡部の意見）</p>	
20	<p>何を自治協に求めているのかが理解できません。            積極的に声をあげて参加しなければ、自治協の消滅に繋がりがかねません。            しかしながら、現在はもの見方、考え方の多様化により自治会に対する関心も薄くなっています。            住民自治協議会を運営する人材も不足しています。</p>	
21	<p>住民と地域とが一体になって自治を進めていくことは重要だと思います。            しかし、現状は、地方行政は住民に負担をさせているという感じます。</p>	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。  
 <定義・要件（第24条）、設置（第25条）、権能（第26条）、支援（第27条）、地域まちづくり計画（第28条）>

No.	ご意見（原文のまま）	備考
22	市民が主役を目指すのであれば、行政も変わる必要があります。 一部職員の姿勢にはさすがと感心することもあります、当たり障りのない決まりきったことだけの窓口対応には閉口することが多々あります。	
23	行政としての役割は「支援」というのが協調されている条例では、「支援はするが何もしない」という”地域行政の丸投げ”感が感じません。	
24	要件（第24条） 2行目 「地縁団体や目的別団体などと共に」 ⇒ 「地縁団体や自治協が認めた目的別団体などと共に」と変更する。	
25	住民自治協議会の権能（第26条）の（3）その他、市長が必要と認める事項という条文があるので、地域住民が重要な案件ととらえても、市長が必要と認めなければ協議することもできなくなる。 「市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない」とあるので、それに反することにならないだろうか。	
26	支援第27条（2）の財政支援であるが、財政事情から交付金の減額もやむを得ないが、用途内容については柔軟な対応をお願いする。	
27	第24条から第28条まで特に問題はないと思われます。 見直し（案）がないので、現時点では「意見なし」	
28	住民自治協議会連絡会議において、市の幹部職員が「住民自治協議会は、任意の団体だ。」と発言されておりますが、条例に基づいて設立されている団体は任意の団体ではないと思います。	
29	住民自治協議会を指定管理者制度の対象にするには組織の強化や体制を整備する必要があり、法人格を持たせる条文を設けるべきです。	
30	第26条の3 「住民自治協議会の同意を必要とする市の事務について、市長は別に定める。」とあるが、別に定めた規則等を示されたい。	
31	第25条の2、第26条 市側の説明が不十分なまま自治協が同意したことと扱われ住民の知らない間に決定されていることがある。現在の市と自治協のあり方に問題があり是正を要する。	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。  
 <定義・要件（第24条）、設置（第25条）、権能（第26条）、支援（第27条）、地域まちづくり計画（第28条）>

No.	ご意見（原文のまま）	備考
32	第26条の5 提案、同意、決定に係る情報交換、質疑応答が十分図られずその過程は丁寧さや迅速さに欠ける。	
33	第27条の（1） ◎公共施設最適化計画の煽りを受け、阿保地区市民センター分館（活動拠点）ができなくなりその都度近隣施設を借りて活動している。令和4年4月から（仮称）南部地域振興センター内に阿保地区市民センターが移ることになるが、そこが活動拠点になり得るか疑わしい。	
34	第27条の（1） ◎きじが台地区、神戸地区、比自岐地区を加えた新しい地域の枠組みで事業推進が図れるか。複合施設になるがそれぞれの業務スペースが確保され、それぞれの機能が十分果たせるのか疑問である。	
35	第27条 （2）住民自治活動に対する財政支援とあるが交付金を減額しているのは何故か？	
36	第27条 2 別に定める機関とは何か？組織名は？	
37	第27条の2 審議機関「住民自治区域等検討委員会」が開催されたのは、平成16年10月と資料には記されているが、委員会のメンバーは今も変わっていないのか？ 変わっていないとすれば、自治協誕生15年以上が経過し、自治協自体も大きく進化している状況で、誕生当時のメンバーで実情に応じた見直しを検討出来るのか疑問である。	
38	第28条 計画の目標と現実には差がありすぎるのではないか？	
39	第28条 実施となるとハードルが高いため、地域まちづくり計画作成や部門別の研修会を開催してほしい。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
1	<p>条例全体については特に異論はありません。            ただ、住民自治、特に地域づくりについては各地域の状況は千差万別と言えます。積極的に地域づくりを進めている、また維持しようと努力している地域もあれば、そうでない地域もあるのが現状と言えます。            伊賀市の支援につきましても、人口の多い地域は何もしなくても大きな支援を受けられるという現状はゆがみに見えます。            少子高齢化が進む中で、頑張った地域には手厚く支援し、競争の原理を導入することで衰退を防止するというシステムづくりと評価基準の作成が必要です。            このような内容を明確に織り込んだ条例の見直しと明文化が必要と考えます。</p>	
2	<p>条例を設置し、住民が自ら自分たちの町をよりよくしていくという理念は結構だと思います。住民はまちづくりの主体であり、進んでよりよいまちづくりに参加すべきだとは思いますが、人々は個々の日々の暮らしに精一杯であり、大きな観点から地域の方向性を考えるゆとりはないように思います。</p>	
3	<p>◎地域振興委員会に対する意見            第29条 市長は、住民自治協議会が設置されていない地域について、・・・・地域振興委員会を置く。（平成16年12月24日公布・施行）            としていますが、            現在も対象地域が存在するののかの質問も含め、早急に「地域振興委員会」の関係条項が削除されるよう要望します。</p>	
4	<p>◎住民自治地区連合会に対する意見            第33条 地方自治法・・・・市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。            としていますが、2020（令和2）年10月総務部総務課の「支所の必要性和今後の地域施策について」では、2022（令和4）年3月末をもって6つの支所を廃止することとして各自治協に説明済み、（本庁統括地域は？）自治基本条例との整合性はどうか？</p>	
5	<p>市民とともに街づくりを進める考えが示されているが、現状はこれを実現されているのか。疑問を感じるところがある。</p>	
6	<p>合併前の新市将来構想、新市建設計画など市民の合意を得て制定されたもので、伊賀市の自治を行ううえで最も重要な条例であると考えます。条例を改正する場合には、一部の文言を改正することに留まらず現在の社会情勢や市政における課題を正確に認識し、将来にわたり市民のニーズに対応する条例となるよう整えられたい。</p>	
7	<p>この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の6点を指摘する。            ①全国的な流れを敏感にチェックしながら、現場の声を活かし、市には条例の具現化へ最先頭に立つて取り組んでほしいが、その姿が市には見えてこない。</p>	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
8	<p>この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の6点を指摘する。</p> <p>②全国的な連絡会、勉強会もしているかどうか、ここ近年伝わってこない。</p>	
9	<p>この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の7点を指摘する。</p> <p>③第29条は、自治協の設置、解体の手順に改定すべき。</p>	
10	<p>この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の8点を指摘する。</p> <p>④第33条、第34条は、支所廃止とリンクさせ削除するべきと思われるが、逆に旧町村だけでなく、旧市内も4グループぐらいに分けて位置付けるべき。</p>	
11	<p>この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の9点を指摘する。</p> <p>⑤第36条は、理想にすぎないのでは。</p>	
12	<p>この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の10点を指摘する。</p> <p>⑥第37条は、第27条に組み入れたらよいのでは？</p>	
13	<p>伊賀流自治のしくみの特徴は、市民、市議会、市（行政）の関係の中に、自治協が機能的に位置づけられていることにある。区長会や運営委員会、自治推進会議（行政とまち協）等を通して一定その役割は果たされていると思うが、「地域まちづくり計画」に基づき自立したまちを実現することについては、理念は解るが実際進めることは難しい。</p> <p>柘植地域であれば、人口約3,400人（世帯数約1,400戸）で、大半が12区（自治会）のどれかに属している。住民にとっては、それぞれの区が日常のコミュニティーであり、近年希薄になってきているものの絆は強い、反面、自治協は区のように共同体意識が醸成されるにはまだまだ時間と努力が必要なことは否めない。今なお、区（自治会）が中心となり地域活動（自治）がなされていることを考えると、本条例に謳われている住民自治協議会の権能や支援、協働等は、どれだけ有効的なものなのか疑問である。</p>	
14	<p>見直し方針 （参考）「住民自治地区連合会は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします」とあるが、すでに青山地域では成果を上げている。 旧郡部を生かすことを大切にいくため、基本条例に盛り込んでほしい。</p>	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
15	”人が輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、とあるが、当地域では超高齢化、少子化に加え住民の多くは70歳くらいまで勤めているような現状から、消防団員、地域の役員・リーダーの不足、農地・山林の荒廃等が進んでいる。このような状況にある中で、市は人々の暮らしにどのようなことを求めているのか。	
16	各所に責務とか、・・・努めなければならない、市民自らが等々、行動することが求められているが、当地区の住民はほとんどが高齢者であり、今まで社会で活躍し・奉仕し・貢献してきた方々である。住民自治の理念は理解できるがあまりにも若い現役世代の目線であり、もう少し別の表現ができないのか。	
17	自治協の活動に対して、市で一括して安くてよい条件の活動保険の契約ができるようにしてほしい。	
18	○前文について 前文に異論がありません。しかし、”補完性の原則”を市が拡大解釈しているように感じられる。”地域でできることは地域で”の考えは良いですが、上から目線の考えや強要と感じられることがしばしばある。基本理念である自治の推進と確立を目指す社会の構築には、事前の協議や話し合い・納得が必要である。運用を考えてもらいたい。	
19	○市民投票（第20条第2項）について 市民投票を実施したのであるから、2分の1未満のとき、開票作業しないのは納得できない。成立しないのであっても、開票をしないのはどうかと思う。少数意見の抹殺にならないか。	
20	○第21条・第22条について 理想的な自立した市民増を念頭に置いて、住民自治を描いているように見える。自ら進んで自治協に参加するとかあるが、現実と乖離している。基本条例であるから条文は理念でも良いが、額面通りに解釈すると、現実の壁に当たり機能しなくなる。 一歩後退するかもしれないが、自治会や住民自治協議会への参加者を募る場合、第一義的には自主的参加、ボランティア活動であっても良いが、これまで生活に根ざした価値観や生活様式を取り入れた方法も模索すべきである。推薦や割当等もよしとすべきである。	
21	○住民自治協議会を補完する行政機関の設置（第37条）について 第37条第1項及び第2項について、支所廃止問題は大きな問題である。支所設置が明確であります。第2項では支所長へ権限の委譲を定めています。支所廃止問題を勝手に進めることは大問題である。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
22	<p>市民一人ひとりの参画を求め、住民自治への働きかけから総市民の全体としての意識を高揚し、役所頼みで議員頼みの行政を活性化しようとする試みは重要であり、一丁目一番地であることは疑いのないポイントです。</p> <p>しかし、選挙において市長へ、市議へと望みを託せないのは投票率が物語っています。アナウンスメントが薄いと云わざるを得ません。</p>	
23	<p>この基本条例すら、熟知と言わずも知識を持ち、大まかな概要を話せるのは市職員でさえ危ういのではないのでしょうか。</p>	
24	<p>ケーブルテレビの人気の無さや、市民の興味の低下は、冷えた役所の机上で起案された施策が原因であり、施策が空転してしまっていると感じます。</p>	
25	<p>何を削減し、何を指すのか、何の痛みを生み出すのか。 赤字を理解できるシンプルな方法と理屈でスタートすべきである。</p>	
26	<p>市民自身のことですから、市民に訴えかければ良いのではないのでしょうか。</p>	
27	<p>&lt;市民の参加&gt; 伊賀市独自の「伊賀流自治」と称して行政がやれることまで市民、自治協に課せられているがもっと行政（市）が市民の行事に近づいてはどうか。 市民が積極的にまちづくりに参加することは当然であるが、行政（市）がまちづくりを先導する立場もあっていいのではないかと思う。</p>	
28	<p>見直し方針 （1）見直しの主なポイント &lt;ガバナンス・協働によるまちづくりについての視点&gt; 市（行政）による取り組みだけでなく、市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って、お互いに力を合わせ、より良い地域づくりを継続的に取り組むため、ガバナンスによるまちづくりの立場に立った見直しを検討します。とあるが、 ・「市（行政）による取り組みだけでなく」は、どれだけ郡部に手を差し伸べているのか。 ・「市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って」は、当事者が数少なく団体もない中でどのようにやっていくのか。</p>	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
29	市民が主役となった自治を実現することをめざしている基本条例なので、今後も見直しをしながら、地域が元気になることをめざしてほしい。	
30	住民自治協議会として、現行の条文を常に見るものではなく、普通に読んでも何も問題はないと思います。また、条文自体、基本事項なので、急に意見を求めても何処を改正したらいいのか、わからない。他の住民自治協議会も同様と思われます。	
31	自治基本条例の見直し（案）を情報共有のため事前に情報提供いただき、検討したい。	
32	平成16年12月に制定された「伊賀市自治基本条例」は推進研究会が設置されてから2回のパブリックコメントの他、地域説明会、意見交換会等で市民の意見を取り入れ改正の検討がなされてきたとあるが、「伊賀市自治基本条例」の存在を知る当区民は稀である。平成24年6月に改定されたとはいえ、改定内容を知る区民も少ない。これらの状況から市は、自治協を誕生させたとはいえ、軽視している感が強い。基本条例を広く区民に周知するため、定期的な説明会を実施することを要望する。地域住民によって自発的に設置された組織にする為、ぜひ市の力をお貸し願いたい。	
33	各条例が実際に守られているのか疑問である。	
34	住民の意識向上と住民の方を向いた事業が重要である。住民は住民自治協議会をどこまで理解しているのか。区長（地区の代表者）＝住民自治協議会執行部という関係が成り立たないと自治協は宙に浮いた組織になる。組織に対する希薄な意識と役職が順番で回っているようでは自治協に対する意欲も湧かず、役選にしても役員・代表者も同じ顔ぶれが続く。	
35	財政難や社会を取り巻く状況が変化し交付金やマンパワーが不足しても、住民自治にかかる事業を実施している。行政と自治協が内容を摺り合せて分担・協働していかなければ自治協へ丸投げしていると考えざるを得ない。特に今般コロナ禍にあっては、行政がスタッフ・住民の安全が担保されるよう懇切丁寧にサポートしてほしい。	
36	住民は住民自治協議会の活動内容を知らない。地区住民が高齢化し消滅する地区も出てくる。少人数の地区住民をフォローし年齢差に伴う考え方の違いをうめていかなければいけない。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
1	高齢化により、担い手不足	
2	地域の声として、年1回程度、住民の意見・要望を聞いて欲しい。 （苦情ばかりではないけれど、生の声を発信したい） そういう機会をつくって欲しい。	
3	少子高齢化が進む中で、自治協の事業を進めるのも難しい状況です。 特に、親と子が同じ市内の別の地域に住むという状況を何とかしないと10年後には地域が崩壊すると思います。 子供が結婚し、別世帯を組む（同居しない）という現状を解決することは難しいと思いますが、同じ地域に住める環境づくり（休耕地、空地の活用）の推進が不可欠と考えます。	
4	地域の高齢化が進み、自治協議会など役員のなり手はもとより、地域の主な産業（農林業）の担い手もいなくなる現状があります。空き家が自立ち、耕作放棄地には雑草が生い茂っています。こうした中で、自助共助によるまちづくりには限界があり、行政による大幅な支援が必要であると考えます。現在顕在化している問題はもとより、顕在化していない問題あるいは今後起こるであろう諸問題について、早め早めの対策が必要であると思います。	
5	伊賀市全体の問題ではあるが、人口減少は当地区においては顕著である。少子高齢化が極端に進み、地区の事業の推進に困難をきたしてきている。そのうえ、公共機関（郵便局やJA、学校等）が廃止統合されて限界集落に近づきつつある。そのうえ、公共交通機関の廃止などが実施されれば、拍車をかけることになる。市全体の課題として取り組みをお願いしたい。	
6	廃校になった学校跡地の有効活用を進めてください。	
7	当地域をはじめとする青山南部3地域では、人口減少が急速に進み、地域力（自主性、自立性）が損なわれつつあるため、折角の地域応援のための助成制度があっても積極的に活用する気運が生まれない状況にあります。 こうした中であって、自治基本条例では、地域共生社会の深化を図り、暮らしやすい地域づくりをするためには、自治協の機能、果たすべき役割が益々重要なものになると位置付けております。しかしながら、顔の見える範囲で共同意識を形成しようにも、地域の若者がほとんどおらず、高齢者ばかりの地域では、我が事として課題解決をめざすには限界があります。 そこで自治協の規模の大小に関わらず一律に定められている自治基本条例を見直し、高齢、過疎という共通課題を有する青山南部3地域自治協の連係、協働、そして将来的には統合を可能とする変化に対応できる柔軟な運営が可能となるように改正を望みます。	
8	住民自治協議会において地域自治を行ううえで、補完性の原則による効果は大きいものがあり、各地域においてはその判断は異なることがあると考えます。まちなか、農村部、山村部などで自治のあり方が異なり地域交通や介護、医療、買い物、獣害対策、更には災害時の対応など、それぞれに異なる課題と特色を持つものであると認識しています。防災対策など、今後更に地域と行政が協働して行うことの重要性や包括交付金のあり方などが課題となると考えます。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
9	<p>当自治協では7部会別にそれぞれに役割を果たしているところですが、高齢者（65歳以上）による役員が多数を占め今後もこの状況が続くのが現状です。しかし、それは決して悲観的なことではなく、これまで体現してきた経験や知識の豊富さを持ち合わせ、自治協運営に欠かすことのできない部分でもあり、地区のまちづくり計画の中心的な立場で参画して頂いています。</p> <p>課題等については、上記（問2）と関連すると思いますが、「地域まちづくり計画管理シート」における自治協と地域づくり推進課とのヒアリングについて、通り一辺倒のような気がします。無論、自治協と地区住民が一体となり地区のまちづくりに取り組むことが第一ではありますが、「市の責務」の中で、住民自治活動を必要に応じ支援します。とありますが、これはとても消極的な表現に留まっていると思われます。市の行政と地区とのコミュニケーションを今以上に積極的に取りはかり、地区との繋がりを築くことで、より一層の住みよいまちづくりに発展するものと思います。</p>	
10	<p>市長以下多くの市の職員は、伊賀市民であり各自治協、各自治会に所属しているはず。その経験からまちづくりの現状や課題等について、先ず意見をまとめてほしい。その上で、それを資料に聞き取りするなどしてください。</p>	
11	<p>自治基本条例に市民がしなければならないこと（市民の責務）が明示されているが、参加しているのは高齢者がほとんど（区役員）であり60歳後半から70歳代は多いものの、若者（40歳～50歳）の参加は少なく、まち協役員についても毎回選者に大変苦慮している。理由として、仕事優先になり、まちづくり活動への参加に無理が生じていることが考えられる。</p>	
12	<p>行政からの交付金が減額され、2024年には2018年に比べ36%程度の減額が決定している。柘植地域では、今後現在と同じように事業を遂行するには資金不足となり、まち協の運営が厳しくなることから役員会議で検討し一つの案として住民の皆さんにお願いして、一戸に500円を負担してもらっている。今後の財源確保について懸念している。</p>	
13	<p>本年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、センター職員の勤務時間が変更されたことで、センター職員とまちづくり協議会事務局長の両立が大変厳しいものとなっている。現在の2人体制から上野管内と同様に3人体制にしてほしい。</p>	
14	<p>見直し方針 ②ページ、条例見直しの考え方の中から6段「新たな土地管理制度」の内容について知りたい</p>	
15	<p>見直し方針 おもてなしによる観光立市の実現、これまでと違う枠組みによる広域連合とあるが、地域によって不利にならないように配慮が必要思う。</p>	
16	<p>見直し方針 3ページ、自治組織に関する視点にある、2010年に提出された「伊賀市における自治組織のありかたに関する報告書」の内容について知りたい。</p>	
17	<p>どの地域も同様と思われるますが、自治協議会の役員も含め、次の担い手、成り手が少なく、段々と厳しくなっています。</p> <p>活動の縮小や役員の役割や人数を減らす等の対策を伊賀市全体でも考えていただければと思います。</p>	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
18	<p>鳥ヶ原地域まちづくり協議会規約第6条に「本会の会員には、地域に住むまたは個人、団体、事業者等であれば誰でもなれることができる。なお会員は、意思表示をもって登録するものとする」とある。</p> <p>この条文を読めば、まち協会員は、意思表示をしなければまち協の会員でないと解釈している人が多くいる。</p> <p>この条文を「本会の会員は、地域に住む個人をもって構成する。なお、地域内で活動する団体、事業者等は自主的に会員になれる」と改正したい。</p>	
19	<p>地域活動の担い手不足や地域の諸活動への参加者の減少・固定化が大きな課題です。これを解決するためには、ある程度の割当や輪番制等の工夫した制度の導入が必要であると考えている。理念である自主的な参加、ボランティア活動などは大変良いと思うが、地域社会の精神構造が育っていないと思う。</p>	
20	<p>現在の自治協議会の組織体制では、機能しなくなる。70歳近くまで就労する人が多く、地域活動をする人が少なくなってきた。人材を募っても集まらない。また一言で言えば勝手な人が多くなり案に金儲けに走っている。ボランティアで人のためにだけで、人材を集めるのは無理です。</p>	
21	<p>元公務員のOB、OGで、地域で仕事をしていた人が、退職後に地元のために共にボランティアで働いてくれる人が少ないのはなぜか。現在進めているこのやり方に無理なことを1番よく知っているのではないかと思う。</p>	
22	<p>人口減少による空き家対策</p>	
23	<p>第1次産業における就労者の減少 ⇒農業従事者の減少に伴う後継者対策</p>	
24	<p>文化財保護体制の強化 ⇒植木神社祇園祭後継者育成事業の創設（神輿の担ぎ手不足等）</p>	
25	<p>自治協役員等の人材不足並びに高齢化 ⇒自治協役員への女性登用</p>	
26	<p>人生100年時代などの政策や年金給付の年齢引き上げなどもあり、自治会活動の出来る人材が不足している中では、条例が求めるようには現場は立ち行かない現状です。</p>	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
27	市の財政視点のみでは解決しないのではないのでしょうか？	
28	伊賀市自治基本条例を設置するという本来の目的は、2025年問題を踏まえ20年以上前に将来の伊賀市をいかにすべきかを議論した上で制定されたものだと思います。	
29	財政再建の視点での条例の見直しや施策の遂行ではなく、地域においては少子高齢化が深刻な問題になっているということを、行政自らが地域に出て、現状を知り課題を共有していただき、今後の伊賀市を作り上げるための条例改正に期待します。	
30	阿波地域の高齢化率が50%を超え限界集落になっています。地元の祭りごとや行事を実行するのも高齢者だけでやっている状況である。自治協の実行委員や役員も平均年齢が65歳以上であり後継者づくりに苦慮している。若者を取り込むために行事は土曜日・日曜日に実施するよう努めているがなかなか集まってこない。また大山田では、「大山田の明日を考えるか会」を立ち上げ、これからのリーダーを育成するため色々と仕掛けてはいるものの組織として成立していないのが現状である。 昔のように「青年団」「婦人会」のような活発な団体が存在しないため同世代の横のつながりが少ないのは原因だと思う。団体として存続しているのが「老人クラブ」だけではこれからの地域をどの様に廻していったらよいか不安である。自分たちの世代が後退した後に誰に託せばよいかそれも不安である。 ただ唯一若者の団体が「消防団」である。その消防団の組織を横展開させていく仕組み作りを今後考えていくべきだと思う。	
31	当自治協の現状では、機能していない施設があり、人々の往来もかなり減っているので、早急に新プロジェクトを策定し、できることから住民側にも提示してもらいたい。	
32	高齢化が進んでいるので担い手の育成が難しくなっている。	
33	地域包括交付金が減額されているので、各事業等の見直しにせまられている。今後は、減額されないようにしてもらいたい。	
34	当地域は自然現象と高齢化率が微増ですが、約4,300人を有する地域です。単身高齢者世帯も多く、空き家問題が地域の大きな課題です。空き家を長年放置すると、朽ちて獣害動物の住み家にもなり環境悪化を増幅していきます。行政主導で、可能な限り対応をお願いしたい。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
35	また、住みよい環境づくりの第一義的には、道路整備が必要かと思われず。日常生活に直結する市道については、地区内を走る道路でも狭隘な場所も多く救急活動や防災活動にも支障をきたしかねません。可能な限り、拡幅整備やわだち等が生じている個所には早急なる拡幅・修繕対応を要望する。	
36	総合政策課の所感ではないことですが、地域包括交付金の減額は地域まちづくり計画の推進にブレーキをかけるものであり、持続可能なまちづくりができない。既に減額されてから2年目になるが今でも納得がいかない。	
37	市内中心地にあったスーパーヤオヒコの撤退に伴い運転のできない高齢者の買い物は非常に不便な状況におかれている。早期の解消を願う。	
38	ふたば公園の前の道路の側溝の早期整備を要望する。	
39	空き家・空き地が数多く放置されており、防犯・火災等の心配がある。対策をお願いしたい。	
40	自治会運営に携わる人員の減少、高齢化による後継ぎの役員候補がいない。定年延長などにより仕事を続ける人が多く、地域まで手が回らない状況である。特に若い方など多様性が進む中、自治会参加に消極的な傾向が強くなっている。	
41	防犯意識は比較的高く、防災訓練でも参加者は予想以上に多かった。しかし、最終的な避難場所などの不確かさがあり、高齢化に伴い不安である方も多い。	
42	空き家の草や樹木による周辺への悪影響	
43	道路側溝の未整備個所の早期整備	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
44	自治会の集議所を自治会区域内に設置すること	
45	<p>「わいらの町が一番すばらしい、この阿保地区に住んでよかったと思えるまちづくり」を理念に掲げ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、健康で心豊かなまちづくり。若者主体となるまちづくり。</li> <li>2、歴史・文化を受け継ぎ未来へとつなげるまちづくり。</li> <li>3、豊かな自然を守り、生活全般においてくらしやすい環境のまちづくり。</li> <li>4、住民と自治協議会のつながりを深めるまちづくり。</li> </ol> <p>を目標に掲げ、毎年理念達成の為、事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、の課題は、他の地区同様少子高齢化、人口減少が進んでいる。</li> <li>2、の課題は、人口減少により、空き家が多くなり、阿保宿の景観が失われつつある。</li> <li>3、の課題は、当地区は、幸いにして比較的自然災害が少ない地域である。その為、防災意識が低く危機感がない。</li> <li>4、自治協の存在すら知らない区民が少なくない。</li> </ol>	
46	まちづくり計画は各部門別に精通した部員が作成すべきである。部員構成で部長・委員は単年度交代なので議論が深まらず計画の見直しまで進まない。計画に基づき事業を実施すると、実態に見合った内容に修正し真剣に議論し事業を進めていかなければならないと痛感する。住民の住民自治協議会に対する理解と実施計画の立案、そして役員交代や世代交代の実現や住民をどのようにこちらを向かせるかが課題である。	
47	役員擁立に関して、各地区では対象者の人数不足、該当者の高齢化、複雑な個人的事情の配慮で対象者はいない。その上ボランティア意識も薄れ組織づくりは難しい。自治協の組織づくりも同様である。こうした中で命と暮らしを守る災害対策でマニュアルを作成し訓練を重ねている。避難所になる地区施設の不備や行政のサポート不足を痛感しながら役員が中心になって努めている。	
48	高齢化が進み地域住民のコミュニティの場が少なくなっている。若者と年配者の間に考え方の違いがあり、特に若者のまちづくり等についての関心がない。一人住まいの高齢化も進むと思うので、医療でのソフトランディング、死亡後の行政手続き、葬儀の段取り等の講演であれば住民の関心は向くと思われる。	

比較自治体の自治基本条例の体系

※■:各主体の責務等

	三重県伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
条例名	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例
構成	7章58条	8章27条	8章16条	8章29条	5章18条	6章32条	6章15条	11章31条	6章31条	8章33条	8章25条	10章40条	9章33条	4章20条	6章26条
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文
1章	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則
2章	情報の共有	市民の権利及び責務	まちづくりの基本原則	市民	市民等・議会・行政の役割	各種体の役割と責務	市民自治及び協働	基本原則	まちづくりの基本原則	市民	市民の役割	市民	市民	まちづくりの主体	まちづくりの基本原則
3章	市民の参加	市議会の役割及び責務	市民の権利	議会	まちづくりの基本的事項	市政運営	市政及び議会	市民の権利、役割及び責務	各種体の役割及び責務	議会	市の執行機関の役割	市議会	議会	まちづくりの基本原則	市民、市議会及び市の役割
4章	住民自治のしくみ	市の役割及び責務	市民の責務	市長等	行政運営	参画及び協働	情報の共有	議会の責務	まちづくりを推進する仕組み	市	市議会の役割	市長等	行政機関	この条例に基づくまちづくりの推進	まちづくりを推進する仕組み
5章	議会の役割と責務	市政運営	市と議会の責務	コミュニティ	実効性の確保	国、県及び他の自治体との関係	住民投票	行政の責務	行政運営	情報の共有	行政運営に関する基本姿勢	情報共有	情報の共有		行政運営
6章	行政の役割と責務	危機管理	まちづくりにおける市政運営	市民参画の原則		条例の見直し	条例の見直し	市政運営	条例の実効性の確保	市政への参画	市民投票	市政運営	参画及び協働		条例の推進及び見直し
7章	条例の見直し	区	交流と連携	市政運営の基本原則				情報の共有等		連携及び交流	条例の位置付け等	参画及び協働	市民自治活動		
8章		住民投票	その他	条例の見直し				参画及び協働		市民自治推進委員会の設置等	委任	最高規範性	他の団体及び関係機関との連携		
9章								国、県その他の自治体との協力等				国、三重県及び他の自治体との関係	条例の実効性を確保するしくみ		
10章								関市自治基本条例推進審議会				補足			
11章								その他							

各自治体自治基本条例条文比較表

市町村名	伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
施行日	平成16年12月24日 平成24年7月4日改	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成25年1月1日	平成24年4月1日	平成26年12月25日	平成28年4月1日	平成19年7月1日	平成17年9月1日	平成18年1月1日	平成20年8月1日	平成22年4月1日	平成24年12月1日
名称	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例
体系	7章58条	8章27条	8章16条	8章29条	5章18条	6章32条	6章15条	11章31条	6章31条	8章33条	8章25条	10章40条	9章33条	4章20条	6章26条
【前文】	前文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【目的】	1条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【定義】	2条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【基本理念】	3・4条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【自治の基本原則】															
【位置付け・体系化】	5条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【情報共有の原則】	6条	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○
【市の責務】	7条	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
【市民の知る権利】	8条	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
【出資法人等の情報公開】	9条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【情報の収集及び管理】	10条	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○
【個人情報保護】	11条	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
【意思決定過程の情報共有】	11条の2	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
【まちづくりに参加する権利】	12条	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
【まちづくりに参加における市民の責務】	13条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
【まちづくりに関する市の役割と責務】	14条	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○
【計画策定における市民参加の原則】	15条	×	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×
【計画策定における市民参加の方法】	16条	○	×	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×
【審議会等への市民参加】	17条	○	×	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×
【条例制定における市民参加】	18条	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
【市民投票の原則】	19・20条	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
【市民投票の実施】															
【住民自治の定義】	21条	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
【住民自治に関する市民の役割】	22条	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×
【住民自治に関する市の役割】	23条	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×
【住民自治協議会の定義・要件】	24条	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	○
【住民自治協議会の設置】	25条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治協議会の機能】	26条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治協議会への支援】	27条	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×
【地域まちづくり計画】	28条	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の設置】	29条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の所掌事務】	30条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の委員の任命等】	31条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の設置】	33条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の所掌事務】	34条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の委員の任命等】	35条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治活動を支援する機関の設置】	36・37条	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治活動を補完する行政機関の設置】															
【議会の役割と権限】	38条	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	×
【議会の責務】	39条	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
【議会の情報共有と市民参加】	40条	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○
【議員の責務】	41条	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×
【行政の役割と権限】	42条	×	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×
【市の責務】	43条	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
【市長の責務】	44条	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
【議員の責務】	45条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
【執行体制の整備】	46条	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×
【法務体制】	47条	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×	×
【人材育成】	48条	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×	○
【公益通報】	49条	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
【意見等への対応】	50条	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
【財政運営の基本方針】															
【財政基盤の強化】															
【予算編成・予算執行】															
【財産管理】															
【財政状況の公表】															
【行政評価】	56条	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
【外部監査】	57条	×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×
【条例の見直し及び見直し】	58条	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○

市町村名	伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
【協働のまちづくり】	x	x	x	○	○	○	○	x	○	x	x	○	○	○	○
【子どもの権利】	x	x	x	○	x	x	x	○	○	○	x	x	x	x	○
【子どもの参加】	x	x	x	○	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x
【高齢者、障がい者等の権利】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x
【学ぶ機会】	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	x	x	x	x
【男女共同参画】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x
【多文化共生】	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	x	x	x	x
【地域福祉】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x
【危機管理】	x	○	x	○	x	○	○	○	○	○	x	○	x	x	x
【市政運営の原則】	x	○	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x
【地域経営の原則】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
【事務事業実施における原則】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
【評価、改善等への参画】	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x
【行政手続き】	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	○	○	x	x	x
【市議会への説明責任】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x
【議長の責務】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x
【市又は職員のまちづくりへの参加】	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	○
【事業者の責務】	x	x	x	○	x	x	x	○	○	○	x	x	x	x	x
【市民公益活動】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
【市民自治活動の制度化】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x
【市民会議】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x
【連携及び協力】	x	x	○	x	x	x	x	○	○	○	x	x	x	x	x
【国及び他の地方公共団体との関係】	x	x	x	○	x	○	x	○	○	x	x	○	○	x	○
【条例の推進】	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○
【総合計画】	x	○	x	○	○	○	x	○	○	○	○	○	x	x	○
【アンケート調査】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x
【市民自治推進委員会】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	○	x	x	○	○	x
【委任】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	○	○	○	○	x	x

## 伊賀市自治基本条例見直し方針

### 1. 伊賀市自治基本条例策定及び改正の経過

2000（平成 12）年 4 月に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方がその地域に合った、独自の自治を行っていくことが求められるようになりました。

伊賀市においても、2002（平成 14）年から市民の方を中心に、伊賀市独自の自治の実現に向けた検討が行われ、2002（平成 14）年に新市将来構想、2003（平成 15）年に新市建設計画を策定いたしました。

これらの計画に盛り込まれた自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、2004（平成 16）年 6 月より伊賀市自治基本条例（以下「自治基本条例」）を検討し、合併後の最初の議会である 12 月議会で可決、12 月 24 日に公布・施行いたしました。

その後、自治基本条例第 58 条の規定に基づき、2007（平成 19）年から見直し検討が始まりましたが、途中、自治組織のあり方検討の経過等もあり、条例制定 8 年後の 2012（平成 24）年 6 月に一部改正を行いました。

現在、改正後 4 年が経過し、見直し規定に基づく見直し検討を行う時期となっております。

### 2. 見直し検討が必要な理由

伊賀市を取り巻く状況は 2015（平成 27）年国勢調査では 2010（平成 22）年国勢調査と比較し 6 千人を超える人口が減少しています。また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、大型事業の実施による公債費負担、公共施設の維持管理等により、財政運営も厳しい状況にあります。

一方、地域コミュニティを取り巻く状況も、全国的に地域活動の担い手不足や地域活動への参加者の減少・固定化、多様な地域主体との連携・ネットワークの不足などの課題があります。

こうした中、自治基本条例第 58 条「この条例の検討及び見直し」では、「市は、改正後 4 年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。」と規定し、自治基本条例の形骸化を防止するとともに、現状に即した内容や構成であるかどうか検討することとされています。

また、2017（平成 29）年度に策定した第 2 次再生計画では、各地域におけ

る自治活動の醸成とともに、ガバナンスの確立によるまちづくりの視点が今後ますます重要であるとしています。伊賀市におけるガバナンスとは、行政による取り組みだけでなく、多様な主体が、当事者意識を持って、目標を共有し、協働することで、地域を育む取り組みを継続して行っていくこととしています。このことから、庁内検討組織及び総合計画審議会、各住民自治協議会、市議会など、市民・自治組織・各種団体・事業者・行政・議会の視点から見直し検討を進める必要があります。

### 3. 条例見直しの考え方・視点

伊賀市の最高規範として位置付けられている自治基本条例は、伊賀市ならではのまちづくりを目指して、自治の基本的な事項や住民自治のしくみ、市民、市議会、市それぞれが、できること、しなければならないことを定めたものです。特に、第4章「住民自治のしくみ」では、住民自治協議会の要件等を明文化し、自治の担い手となる市民、市議会、市（行政）の連携の中に自治協を機能的に位置付けることが伊賀流自治の大きな特徴となっており、市内全域に住民自治協議会を設置し、各地域でのまちづくりに取り組んでいます。条例改正は簡単に行うべきものではないことも認識しつつ、現在の条文が、社会情勢の変化に対応したものとなっているか、伊賀市のまちづくりを推進するための内容となっているかなど、各条文の成果を踏まえた検証を進めます。

現在、国では、「縦割り」ではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する公的支援への転換や、「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさや安心、生きがいを生み出す地域づくりへの転換を図る『我が事』『丸ごと』の地域共生社会の実現が掲げられています。また、伊賀市では、新たな土地利用管理制度による地域の関わりやおもてなしによる観光立市の実現、これまでとは違う枠組みによる広域連携など、合併時から更に進んだまちづくりを展開しています。

合併後14年を経過した中、これまでの合併の成果や住民自治協議会の現状、その他の地域課題、さらには新市建設計画の期間終了を踏まえ、伊賀市のまちづくりを一体的に進めるための検討を行います。

## (1) 見直しの主なポイントについて

### ▶基本的人権の視点

伊賀市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、様々な取り組みを行っています。

基本的人権の尊重は、日本国憲法でも謳われていますが、自治基本条例は、市の最高規範であり基本的人権の視点を入れるべきとの考え方から、基本的人権の視点に関する記載について検討します。

### ▶ガバナンス・協働によるまちづくりについての視点

市（行政）による取り組みだけでなく、市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って、お互いに力を合わせ、より良い地域づくりを継続的に取り組むため、ガバナンスによるまちづくりの立場に立った見直しを検討します。

### ▶自治組織に関する視点

第4章の住民自治のしくみにおいて、「住民自治協議会」について規定しています。条例制定後の経過のなかで、住民自治協議会にも住民参加や情報共有などの役割や責務が必要ではないかとのことから、住民自治協議会の権能を含め、住民自治協議会の現状と将来を見据えた内容について検討します。

また「住民自治地区連合会」については、2010（平成22）年3月に提出された「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」に基づき、住民自治地区連合会のあり方について検討します。

〈参考〉

『(前略) 合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すため設置された制度であるため、住民自治地区連合会は、新市建設計画期間（10年）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします。』

### ▶条例の構成等について

各条文について、取組み状況や成果等を検証し、逐条の見直し検討するとともに、分かりやすい構成にします。

## (2) 改正時期について

各条文の内容検討に加え、新市建設計画（伊賀市まちづくりプラン）、自治基本条例、第2次伊賀市総合計画の関連について調査・研究を行い、2022（令和4）年4月1日の施行に向けて、庁内をはじめとした検討を行います。

#### 4. 見直し検討体制

##### (1) 庁内体制

伊賀市庁議設置及び運営規程第2条に規定する検討部会により、見直しの詳細検討を行うこととします。ただし、検討部会を中心に検討を行います。自治基本条例の各章における検討について、必要に応じて各部関係課職員により、事務レベルによる検討を行うこととします。

- ①総合政策会議
- ②自治基本条例検討部会（座長：副市長）

##### (2) 総合計画審議会

伊賀市総合計画審議会条例に基づき、市長は、条例の見直し等に関することについて、総合計画審議会に諮問し、答申を受けます。

##### (3) 住民自治協議会

条例の見直し等に関することについて、意見交換を行います。

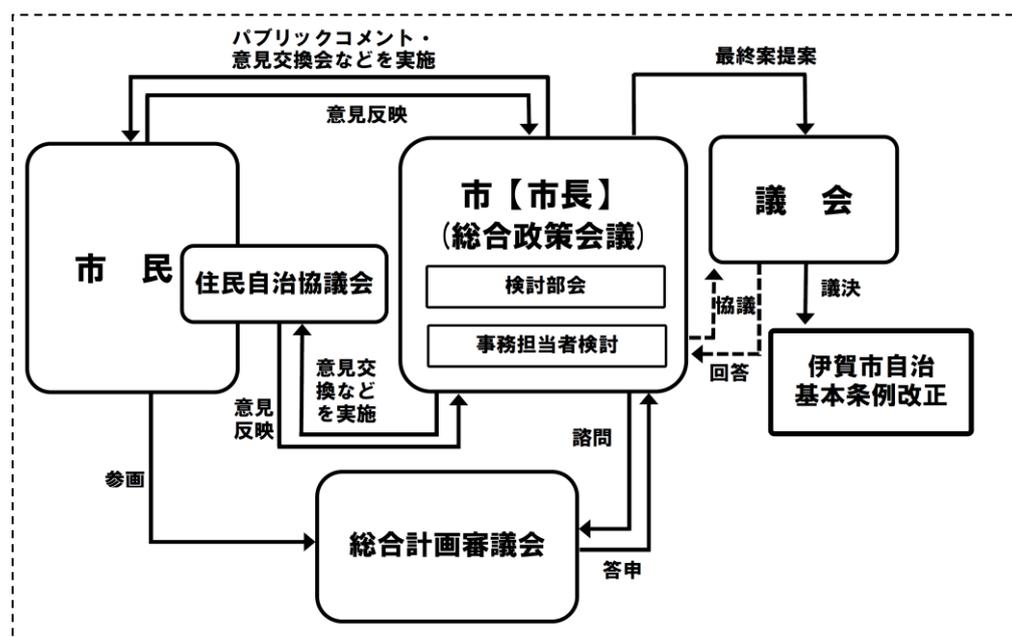
##### (4) 議会

各段階で議員全員協議会において報告し、改正案を市議会に提案し、議決を受けます。

##### (5) 市民

見直し等にあたっては、市民の意向が反映されるように、十分な手段を講じます。

- ①意見交換会の実施
- ②パブリックコメントの実施



【参考資料5】

伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書

平成22年3月

伊賀市自治組織のあり方検討委員会

はじめに

合併後5年が経過し、自治基本条例に基づく住民自治のしくみの展開も進んできましたが、これまで自治会と住民自治協議会との関係、行政との関係について、その役割が明確でなく活動しにくいとの批判や指摘が多くありました。これらの自治組織の課題を解決するため、市内5箇所で「自治組織に関する懇談会」を開催し、各地域で直接組織運営に携わる皆さまに有益なご意見をいただきました。

これらの意見を踏まえて、地域自治組織の課題を整理し、住民のみなさまが主体的かつ積極的にまちづくりに取り組むことができるよう、自治基本条例にある補完性の原則に基づく地域自治組織の確立と行政体制の整備をめざして、自治会代表者、住民自治協議会代表者とアドバイザーの学識経験者で構成する「自治組織のあり方検討委員会」により検討いたしました。6回に至る協議の結果、今後の取り組むべき方向性についてまとめられましたので報告いたします。

伊賀市の進むべき方向として、補完性の原則に基づき、少子高齢化社会への対応や環境保全といった地域を取り巻く様々な課題解決に向けて住民が積極的に取り組んでいける、「自らが治める」という意味での地域自治・住民自治のしくみを自治基本条例で明記し「住民自治協議会」を構築しています。この住民自治協議会は、住民全てを構成員とし、協議会への活動参加は個人単位を基本とし、自治会だけでなく各種団体、個人や事業者など誰でも参加できることが必須となっています。このため、地域の中で縦割りや、上意下達関係ではない横の協力・連携の関係づくりが求められています。

検討の中で中心となった自治会と住民自治協議会の関係性では、自治会は、住民にとって最も身近で基礎的な任意の自治組織であり、住民自治協議会の中心的役割を担う組織と位置付けることとしました。

また、地域と行政の関係性においては、住民自治協議会を地域の窓口として一本化して行政対応を行うことを基本としました。

今後は、自主・自律した住民自治協議会の育成と、それを推進していくため、自治体行政の組織・体制づくりを早急に行うことが必要です。

今回の検討では、各課題の論点に対し、今後の方向性を中心に検討を行いましたので、平成23年度から本格的な取組ができるよう、自治基本条例及びこれらの方向性に基づいて詳細な事項を協議・検討を行い、地域及び行政内部のしくみを整えて実行していただくことをせつに希望いたします。

伊賀市自治組織のあり方検討委員会  
委員長 萩野 勝重

## 1. 自治会と住民自治協議会（以下「自治協」という）のあるべき姿

### ①自治会とは

自治会は、住民自らが古くから地域社会を形成するため組織してきた、住民にとって最も身近な自治組織です。毎日の暮らしの中で、顔の見えるもの同士が親睦や交流を深めるとともに、お互いに助け合い、安全で住み良く親しみのある地域とするため、住民に密着した活動を行ってきました。

自治会は、概ね世帯単位での加入や任意加入ではありますが、地域になくってはならない組織となっています。また、行政の末端組織という位置づけではなく、近隣地域住民による自主的な組織です。

そのため、自治会は、近隣地域における最も身近で基礎的な任意の住民団体で、地域にとっては欠かすことのできない重要な団体です。

### ②自治協とは

自治協は、自治基本条例で定められた公共的団体で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、自治会の単位でできない事や、身近な地域課題を話し合い、解決するための協議の場として、地域住民により設置された組織です。各自治協では、地域の現状や地域課題を整理し、自ら取組む活動方針や内容等を定めた「地域まちづくり計画」を策定し、その計画に基づき、地域福祉、地域の安心・安全、人権まちづくり、多文化共生、コミュニティビジネス等あらゆる分野において、地域の実情に即した総合的なまちづくり活動に取り組んでいます。

つまり、自治協は、自治会をはじめ年代別・分野別に地域で活動する様々な団体や個人で組織し、自治会より大きな領域でまちづくりを行う団体です。また、自治基本条例に位置付けられた、地域の包括的で公共的・民主的住民自治組織であり、構成員は地域住民全員です。

### ③自治会と自治協の関係性

自治会は、地域に密着した組織であり、住民の親睦や身近な防犯・防災活動、相互扶助等の身近な事業に取り組んでいます。

一方、自治協は、自治会をはじめとする地域の様々な団体や個人からなる組織であり、概ね小学校区という自治会より大きな領域でまちづくりを行います。また、自治会の領域でできない事や自治会だけで取組んでは非効率なことなど様々な団

体や個人の連携・協力を得て、総合的なまちづくりに取り組んでいます。

自治協の中では、地域代表性を持つ自治会が重要な役割を担うことから、自治会の位置づけを市の例規に明記し、自治会と自治協が適切な役割分担のもとに、相互に連携・協力しながら、多様な地域課題の解決に取り組むことが重要になります。

したがって、自治会は自治協の中心的な役割を担います。

## 2. 自治会、自治協、行政の関係性を明確にする

### ①行政と自治組織の位置づけ

現在、行政との関係性は、従来から行政の地域窓口となっていた自治会と、合併後、自治基本条例に基づき地域が主体的に設立した自治協があります。このため、地域の行政対応や行政の地域対応が二重になっており、一本化する必要があります。

地域の問題は、自治会にとっても自治協にとっても関係のあることですが、自治基本条例第25条第2項において、自治協は「市長の諮問機関及び市の重要な事項に関する当該地区の同意・決定機関」と定めています。

このことから、行政への提案等は、自治会や諸団体と協議のうえ、その協議過程を重視し、自治協が行います。また、基本的に行政の地域への窓口は自治協としますが、特殊性・緊急性の場合など自治会が小さな地域の窓口として提案等を行えるようにする必要があります。また、その場合は、必ず自治協へも報告をします。

### ②地区委員規則の見直し

現在、地区委員規則において「委員の職務」として地区委員の役割を定めています。また、自治基本条例では、自治協の権能を定めており、どちらもよく似ていることから、市の最高規範である自治基本条例を尊重し、地区委員制度を廃止します。これにより、地区委員である自治会長個人の負担の軽減にも繋がると考えられます。ただし、自治会長については、自治会からの届出制度とし、住民自治協議会に関する規則に位置づけます。

また、自治会は自治協の中で重要な役割を担っていただくことから、報酬等については各自治協の中で協議し、地域の実情に応じて決定できるようにします。

つまり、自治協が地区委員の役割を担うため、市長が委嘱する地区委員制度から、各地区の届出により市長が地区の代表と認める制度に改め、報酬等は自治協への包括地域交付金に含める必要があります。

### ③地域ブロックと自治協区域の整理

旧上野市では市民センターごとに自治会地域ブロックの活動が行われており、それに地区委員の地域ブロックを重ねていました。合併後、地区委員の地域ブロックは全地域に作られましたが、活動の実態は様々であり、特に上野地区以外の支所管内では支所ごとに活動されていることが多く、地域ブロック単位の活動は主に自治協で行われているというのが実態です。また、上野支所管内においても、自治会の地域ブロックと自治協が合同で事業や活動を行っており、その代表が同じというところも多くなっています。

このことから、自治協の活動範囲と地区委員会の地域ブロックの活動範囲が重なるため、地域ブロックの活動は自治協で行うことが望まれます。

### ④自治会連合会との関係性の整理

任意団体の事務を行政が行うことや行政が補助金を交付することに対して、住民監査請求や行政訴訟が各地で行われており、その判決例等から、自治会連合会など任意団体の事務局を行政が担うことは適当ではなくなってきました。

また、自治会連合会は自立した任意の組織として行政から独立し、行政と対等の立場であるべきと考えるため、現在の自治会連合会の事務局を行政から独立させることが必要となります。

このことから、昨今の行政訴訟の判決例を考慮し、任意団体である自治会連合会の事務局は、行政から切り離しますが、激変緩和するための暫定措置として、1年間は現在のとおりとします。

### ⑤住民自治地区連合会について

住民自治地区連合会は、旧市町村の特性を活かしたまちづくりの推進のために設置されたものですが、合併後5年の間にこの組織で委員会が開催されたのは、総合計画の地区別計画策定時にそれぞれの住民自治地区連合会に諮問された1回のみです。

合併後の暫定的な設置であったため、5年経過した今、その存在は「もうよいのではないか」との意見もありました。しかし、合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すために設置された制度であるため、住民自治地区連合会は、新市建設計画期間（10年）の暫定設置とし、その後は、各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします。

## ⑥自治協の連合組織のあり方

自治協の権限の範囲は、自治基本条例に明記されているように当該地区となっており、それぞれが独立した権限・権能があります。連合体を組織しても、そのものが権限を持つものでも、義務を負うものでもなく、あくまで各自治協が「主」であり、連合体は「従」となります。また、権限・権能を集中し、上意下達の連合体の組織化は、地域の自主性を尊重する地域内分権の理念からもそぐわない面があることから、条例や規則による設置は適当ではありません。つまり、連合体の組織化は、各自治協の判断により任意で行います。

しかし、地域の課題を解決し、良好な地域社会を形成するためには、自治協がお互いに情報交換を行うことが必要となります。また、住民自治の推進や課題解決のための研修、市から自治協への情報提供、市と自治協の情報共有なども非常に重要になることから、全ての自治協を集めた情報交換等の場を設定することとします。

つまり、住民自治協議会連合会は、条例には規定せず、年数回代表者会議を開催し情報交換等を行います。

## 3. 分権型まちづくりに向けた行政体制の確立

### ①狭域有効業務と広域効率業務の整理

地域まちづくり計画については支所(地区市民センター)において支援が必要です。地域まちづくり計画を総合計画に反映する場合には総合的な視点を要することから本庁において所管することが望まれます。

そして、地区市民センターは自治センターと位置付け自治協の活動拠点とすることが望まれます。その拠点で働く職員を地域で雇い、地域の意向により働けるようにするために、地区市民センターを地域で指定管理することが必要です。

また、支所は自治協等の地域を支援する役割も担います。

### ②行政組織の横断体制の構築

住民自治の推進のため、行政の横断的な協力体制を構築し地域担当制を導入することが必要です。

また、自治協の運営や地域まちづくり計画の推進などに関して助言や情報提供を行い、支所や地域担当制とともに住民自治活動を支援するため、市民活動支援センターの機能の充実が望まれます。

#### 4. 地域予算制度の見直し

##### ①自治基本条例に基づいた地域づくりのための委託や補助事業の見直し

各自治協が交付金の範囲の中で、地域が自ら優先順位を決定し、地域で責任を持って実行することが、本来の自治のあり方であると考えため、まずは、自治振興経費の自治会・自治協へ支出している報酬・委託料・補助金（公民館建設費補助金を除く）・交付金を一本化し、包括地域交付金として自治協に交付するとともに、市全体の予算の中で地域等に支出しているものについても、包括地域交付金とする必要があります。この場合、包括地域交付金の算定根拠を明示することが必要です。

また、行政が行っている事業を、協働の視点から洗い出し、協働可能な事業は地域と協働し、地域独自で行うことができる事業は、積極的に地域で行います。

#### 5. 行政職員、市民（自治会、自治協）の意識改革

##### ①自治基本条例の周知

自治基本条例制定時に職員への周知徹底がされていなかったため、市民へも十分周知できなかった過去を教訓に、この報告書に基づく諸制度の改正も含め、行政職員に対する自治基本条例の研修を徹底し、意識改革を図ることが必要です。

そして、職員が十分に認識した上で、市民への自治基本条例の周知については、出前講座の実施が望まれます。

##### ②市民参画による地域づくりの推進

自治協代表者のみの情報交換会としてのリーダー研修会だけではなく、それぞれ個別目的の事業等に必要で少し細かい内容についても、ワークショップ等の研修を行い、各自治協で自由参加の意見交換の場が開催できるよう支援が必要です。

以上、今後の方向性について、検討委員会での協議が整いましたので報告します。

なお、この方向性を尊重したうえで、できるところから早急に実施するとともに、また、具体的な推進計画を策定し、総合計画及び例規に反映させたい。平成23年度から実施されたい。

また、これらの進行管理を行う機関として、行政だけでなく第三者を含む推進委員会等を設置するよう要望します。

自治組織のあり方検討委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
伊賀市自治会連合会上野支部長	今高 一三	
伊賀市自治会連合会伊賀支部長	清水 一利	
伊賀市自治会連合会島ヶ原支部長	○市田 正史	
伊賀市自治会連合会阿山支部長	秋田 稔	
伊賀市自治会連合会大山田支部長	福山 純生	
伊賀市自治会連合会青山支部長	岩間 勝	
上野西部地区住民自治協議会	八尾 光祐	上野（市街地）
伊賀市上野南部地区住民自治協議会	小丸 勅司	上野（市街地）
諏訪まちづくり協議会	辻村 昭一	上野（旧阿山郡）
ゆめが丘地区住民自治協議会	竹之矢 虎雄	上野（旧阿山郡）
神戸地区住民自治協議会	川本 眞澄	上野（旧名賀郡）
西柘植地域まちづくり協議会	竹島 俊徳	伊賀
島ヶ原地域まちづくり協議会	福永 一彌	島ヶ原
河合地域住民自治協議会	植田 信之	阿山
山田地域住民自治協議会	井上 晃	大山田
矢持住民自治協議会	◎萩野 勝重	青山

◎委員長 ○副委員長

アドバイザー

帝塚山大学大学院法政策研究科教授	中川 幾郎	
四日市大学総合政策学部教授	岩崎 恭典	
特定非営利活動法人 NPO 政策研究所理事長	直田 春夫	

## 《資 料》

### 自治組織に関する懇談会

月 日	対象地区
10月22日	柘植、西柘植、壬生野、島ヶ原、河合、鞆田、玉瀧、丸柱、山田、布引、阿波
10月22日	阿保、上津、博要、矢持、高尾、桐ヶ丘
10月28日	花之木、長田、新居、三田、府中、
10月29日	上野東部、上野西部、上野南部、小田、久米
11月2日	中瀬、友生、猪田、依那古、比自岐、神戸、きじが台、古山、 花垣、ゆめが丘、諏訪

### 自治組織のあり方検討委員会

回数	月 日	内 容
第1回	12月24日	懇談会から見えてきた課題の整理について
第2回	1月18日	課題解決に向けた方向性（案）の検討について
第3回	2月9日	課題解決に向けた方向性（案）の検討について
第4回	2月26日	課題解決に向けた方向性（案）の検討について
第5回	3月9日	課題解決に向けた方向性（案）の検討について
第6回	3月30日	伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（案）について

## 自治組織に関する懇談会

### 【課題整理】

#### 自治会・自治協議会の関係

##### 懇談会から

- ・ 地区委員規則の委員の職務と自治協議会の役割整理
- ・ 自治基本条例に自治会・自治会連合会の明文化
- ・ 自治基本条例に自治協議会連合組織を明文化
- ・ 自治協議会へ行政の協力が必要（行政職員の運営参加）
- ・ 自治会、自治協議会への行政側の対応明確化  
（同種・同性格の業務であっても所属により、対応先が異なる）
- ・ 審議会等の委員選出団体について（自治会・自治協議会）
- ・ 単位自治協議会と自治協議会地区連合会の所掌事務と権能の整理（重複）
- ・ 住民自治地区連合会委員の（条例第35条）役割行使
- ・ 市民センターの支援体制について
- ・ 自治会連合会地域ブロック、地区委員会地域ブロック、自治協議会の役割整理
- ・ 「自治会長」「区長」「地区委員」の名称統一
- ・ 自治会長と地区委員の役割整理
- ・ 自治協議会設立後の、自治会の役割変更
- ・ 自治会連合会の事務局について
- ・ 地域の要望はどちらがするのか
- ・ 地縁団体と自治協議会（一本化）について

##### その他

- ・ 市民センター職員採用の地域同意について
- ・ 住民自治地区連合会、任意の自治会連合会との行政関与のあり方

#### 補助金、手当（報酬等）について

##### 懇談会から

- ・ 自治協議会地域交付金の積算方法と金額の見直し
- ・ 地区委員報酬の検討（自治会からの手当がある）

##### その他

- ・ 自治協議会の自主財源確保
- ・ 地区委員事務委託の見直し
- ・ 自治会連合会補助金の見直し
- ・ 自治協議会の設立されない場合（地域振興委員会へ）の財政支援について

- ・ 地域活動支援事業補助金の見直し

## その他

懇談会から

- ・ 新たな自治会設立について
- ・ 集合住宅の諸問題について
- ・ 外国人の自治会加入について

### 【懇談会での意見】

#### ①自治会・自治協議会の関係

10月22日

- 自治協議会設立には区長抜きでは難しかった
- 区長中心でないと住民への PR や広がりはできない
- 自治協議会の各種事業も区長中心で実施している
- 自治協議会の事業推進には、区長との連携が重要
- 区長が自治協議会を立ち上げた
- 区長の推薦で自治協議会の会長を選任している
- 区長の連合で（地域ブロック）で行政対応している
- 区長から市に要望している
- 自治基本条例に自治会・自治会連合会の位置付けがない
- 自治協議会は行政の協力を得にくい
- 自治会・自治協議会の位置付けをはっきりさせてほしい
- 自治協議会の行事は、区民の末端までの参加は難しい
- 自治協議会は、まだまだ区長に頼っている
- 地域全体のことは自治協議会で、住民と密接に関係あることは区長が行う
- 両方の会長を兼務しているのは上野地区だけ
- 自治協議会の広報でも、まず自治会長名その次に自治協議会長名を書いている
- 生活面は自治会、催しは自治協議会が行う
- 頭は自治協議会、実際に動くのは自治会
- 行政は住み分けをしなかった 行政指導が問題
- 自治基本条例の自治協議会の中に自治会を明文化されたい
- 自治協議会ができて、自治会の役割はそのままになっている
- 「自治会長」「区長」「地区委員」と分かりにくいので統一すべき
- 役所に通じる自治協議会が必要

#### 10月28日

- 区長と自治協議会は、共存共栄しなければならない
- 区長は自治協議会の中枢メンバーである
- 区長会＝自治協議会 区長が自治協議会の役員をしている
- 区長になれば自動的に自治協議会の役員になると思っている 部会にも自治会の組織がスライドして入っている
- 服部町のように自治会のないところはどうするのか？
- 自治会・自治協議会、両方の連絡事項も区長会の役員を通してしている
- 自治協議会の部会長は区長が
- 自治会連合会の地域ブロックと自治協議会が同じ組織である
- 地縁団体の会員が自治協議会と同じ 違いが分かりにくい
- 自治協議会へ区長が入らざるを得ない
- 上手くいっている かたい仕組みは不要
- 自治会の役員をしたあと、自治協議会の役員をする
- 自治協議会でやりにくい事業もある
- 自治会と自治協議会の会長が同じだと、連絡調整はしやすいが仕事が多すぎる
- 地区委員規則の委員の職務と自治協議会の役割が重複
- 行政側の対応があいまい あちこちから仕事が届く

#### 10月29日

- 自治会長が自治協議会の部会長を独占しないよう一般の人も部長になっている
- 両方の関係がうまくいっている 行政が旧態依然として硬直している
- 2本立てというが、自治会が磐石になり、新たな自治協議会を盛り上げている
- 自治協議会だけで隅々まで無理 自治会が草の根になっている
- 自治会、自治協議会の両方を兼ねて役員をしている
- 単位自治協議会と自治協議会地区連合会の所掌事務が完全に重複している
- 合併後の5年間の検証をして課題を解決すべき

#### 11月2日

- 自治協議会と自治会の2つ作った 自治協議会はやる気のある人が多い  
自治会は「勝手に」という見方で区民に伝わらない 今回組織を一本化する
- 区長会長が自治協議会長で、区長が自治協議会の参与をしている
- 区長会が自治協議会を兼ねている 自治会を無くせない
- 自治会を中心に自治協議会を進めることがよい
- 両方の会長は別々だが、連携を取っている

- 自治協議会に区長は理事として協働している
- 自治協議会は行政とのパイプがない
- 当初は両方の会長を兼ねていたが、自治会長を辞めても自治協議会長をしている  
(1～2年では短い) 現在の区長は副会長に
- 区長がいなければ自治協議会は出来ない 全て一本してやっている
- 役所が混乱させた

## ②自治協議会の連合組織について

10月22日

- 支所単位の連合のみで、全体の連合会はなぜ設置できないのか
- 自治基本条例に自治会連合会の位置づけはないが、自治協議会の支所単位の連合は規定されている

10月28日

- 自治協議会の運営がうまく出来ているので、硬いしくみは不要 連合組織も立ち上げなくてよいと思う

10月29日

- 連合の組織が問題になっているが、大連合になるのではなく、それぞれの自治協を進化させることが大切
- 設置する必要がないといっても、郡部はすでに立ち上がっている
- 自治協議会の意見は多数決で決めるようなものではない 各自治協議会の意見が必要

11月2日

- 連合会がないことが問題 名張市のように指導がないと
- 別々にして作ったところと一緒にしているところの検証をしてもらわないと
- 空き地の枯れ草の問題は、連合を作って横の連携が必要だ
- 自治協議会は公共的団体なのに、連合がない
- 自治会の組織があってもいい、また、自治協議会の組織があってもいいと思う

## ③住民自治基本条例について

- 素案作成までに市民に意見を求めたのか
- お膳立て出来たものを市民に見せてもほとんど修正できない
- 検討組織に自治会・自治協議会関係は何人いたのか
- 検討組織に自治会・自治協議会関係者を2名追加してほしい
- 農村部をよく知らない人がこの条例をつくっている

- 最初からやりなおすべきだ
- 自治会を条例に位置付けるべきだ
- 自治協議会「提案することができる」より「提案できる」方がきついのではない  
か 地区委員規則「意見を述べるることができる」より「意見を述べる」も同様
- 第25条の表現は現行のままの方がよい、また、第28条に役割追加は大変よい
- 第33条「住民自治地区連合会を設置する」となっているが、「設置することができる」の方がよい
- 地区連合の組織ができないと公平性に欠ける 公平性の義務を含め条例で定める必要がある
- 自治地区連合会と単位自治協議会の権能が同じである
- 自治協議会の連合組織を条例に定めるべきである
- 37地域の住民自治協議会長の意見を聴かずに見直すのか

#### ④補助金、手当（報酬等）について

10月22日

- 設立交付金は最初の2年のみ⇒地域活動支援事業は事業費の9割しかない  
青パト支援も1年のみ もっと支援がないと他の事業ができない
- 行政を自治協議会が肩代わりするなら役員手当等を考えるべき  
区民に自治協議会の分まで負担を求められない
- 人口が少ないため交付金はわずかである
- 名張市のように地域予算制度を参考にしてはどうか

10月28日

- 催しの予算は、自治協議会の予算と地区の予算も使って1本になっている
- 行政からの仕事、地元の要望も区長に届く
- 区長には地区委員としての報酬、また、自治会からも手当てがある 自治協議会  
では一切支払いはない

10月29日

- 会費は集めているが、支度金や活動資金として、なぜ行政に釣られるのかと不満  
だった

11月2日

- 自治会と別に目的も財源もあるので、別々に運営
- 自治協議会の代表者は区長と同じくらい会議に出ても交通費もでない

#### ⑤その他

- 自治協議会では自治会活動保険が使えない
- 市民センター長が仕切っている訳ではない。支援しているだけ。  
1～2年で交代する役員に、市民センターがしっかり支援してほしい
- 役員を選出に苦慮している
- 集合集宅の住民（外国人を含む）の把握が難しい 自治会に加入しない
- 自治協議会に行政も入ってほしい
- 統一した指導が必要 サービスの水準が変わる（山間部と街部のギャップ）